

自然公園制度のあり方検討会（第1回）

議事次第

日時：令和元年10月31日（木）

13:00～16:00

場所：航空会館 5階 501会議室

1．開会

2．議事

（1）自然公園制度のあり方検討会の設置について

（2）近年の自然公園施策の状況について

（3）自然公園制度のあり方について

（4）今後の検討の進め方について

3．閉会

配付資料一覧

資料1 自然公園制度のあり方検討会について

資料2 - 1 近年の自然公園法改正について

資料2 - 2 平成22年度以降の自然公園に関する施策について
(参考資料1 自然公園法の概要)

資料3 自然公園制度のあり方について(たたき台)

(参考資料2 自然環境保全審議会 利用のあり方検討小委員会報告の概要)

資料4 今後の検討の進め方について

自然公園制度のあり方検討会について

1. 趣旨

平成 22 年 4 月の改正自然公園法施行から 9 年が経過し、その間、東日本大震災の発生・復興、協働型管理運営の推進、国立公園満喫プロジェクトの展開等、社会情勢や自然公園行政を取巻く状況が大きく変化をしてきた。

前回の改正自然公園法の附則に、法律の施行後 5 年を経過した場合において、法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする定められていることも踏まえ、今般、自然公園法の施行状況の点検を行うとともに、今後の自然公園制度のあり方について、検討を行う。

なお、これまで、有識者ヒアリングや非公開の勉強会により議論を行ってきており、それらの結果も踏まえて検討を進める。

2. 進め方

「自然公園制度のあり方検討会」を令和元年度内に 2 回開催し、提言等を取りまとめる。また、検討会の下に、2 つのテーマに沿った分科会を置き、詳細の検討を行う。

検討会は原則として公開とし、議事については議事要旨を公開する。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできることとする。

3. 委員（50 音順）

愛甲 哲也（北海道大学農学研究院 准教授）
大黒 俊哉（東京大学大学院農学生命科学研究科 教授）
海津 ゆりえ（文教大学国際学部国際観光学科 教授）
下村 彰男（東京大学大学院農学生命科学研究科 教授） < 座長 >
高田 真由美（長野県 環境部長）
徳永 哲雄（弟子屈町長）
新美 育文（明治大学法学部 名誉教授）
涌井 史郎（東京都市大学 特別教授）
渡邊 綱男（自然環境研究センター 上席研究員）

座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、有識者会議への出席を求めることができる。

座長は、自らが検討会に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することとする。

4. その他

検討会の事務局は環境省自然環境局国立公園課に置く。ただし、事務の一部を（公財）日本交通公社に委任する。

上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものは、別に定める。

近年の自然公園法改正について

平成 15 年改正

| | 改正事項 | 具体的な内容 | 現状等 |
|-------------------------|---|---|--|
| 平成 15 年 改 正 | 国及び地方公共団体の責務に生物多様性の確保を追加 | 国及び地方公共団体の責務として、「自然公園における生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずること」を追加し、風景の保護に関する施策に、生物多様性の確保の観点が含まれることを明示。 | 【成果】生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に担っていくという自然公園の役割が明確化され、平成 19 年度～平成 22 年度にかけて行われた「国立・国定公園総点検事業」においては、生物多様性保全の観点からギャップ分析を行い、その結果を踏まえ、国立・国定公園の新規指定又は区域拡張を行っている。また、平成 22 年改正において、法目的に追加し、さらに明確化した。 |
| | 特別地域及び特別保護地区における規制の追加(物の集積等、指定動物の捕獲等、立入り規制地区) | 〔特別地域〕土石などの環境大臣が指定する物の集積等の規制 / 環境大臣が指定する植物の採取等に関する規定の改正 / 環境大臣が指定する動物の捕獲等の規制。 〔特別地域・特別保護地区〕湿原などの環境大臣が指定する区域への立入り規制。 | 【現状】 ・物の集積：土石、廃棄物等を指定 ・指定動物：9 公園（国立 7、国定 2）で計 9 種を指定 ・立入り規制地区：指定無し 【成果】自然公園の風致景観に支障を与える行為が抑制された。 【課題】立入り規制については、他法令や土地所有者の権限で一部対応が可能、また、指定にあたっての合意形成の困難さ（原則土地所有者の同意が必要）等の理由から、指定が進んでいない。 【今後の対応】上記課題に対応可能であり、かつ立入り規制地区の指定が適切であると考えられる区域については、積極的に指定を検討する。 |
| | 利用調整地区制度の創設 | 国立公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るために、公園利用者の立入人数等を調整することができる「利用調整地区」制度を創設。自然保護のための環境影響の低減を基本とし、併せてより深い自然とのふれあいの体験を利用者に提供するためのもの。 〔地区の指定等〕利用者圧による風致景観に及ぼす影響を回避する目的で、植生等の荒廃が認められる又はそのおそれがある地域において指定 〔利用の認定等〕利用者数等を調整するため、環境大臣が指定する期間内に立ち入ろうとする者は、立入りの認定等を受ける 〔指定認定機関〕利用調整地区ごとに地元の団体等を指定し、利用調整地区に関する認定関係事務を行わせることができる。 〔認定のための手数料〕認定のための手数料は、利用調整地区に立ち入る公園利用者の負担とし、額は利用調整地区ごとに環境大臣が定める。 | 【現状】2 か所を指定：吉野熊野国立公園 西大台地区（平成 18 年）・指定認定機関：上北山村商工会、知床国立公園 知床五湖地区（平成 22 年）・指定認定機関：（公財）知床財団 【成果】西大台地区においては利用者の混雑感が緩和され、質の高い自然とのふれあいが可能となった。知床五湖地区においては、植生等の荒廃防止及びヒグマとの軋轢の解消が図られるとともに、深い自然とのふれあいの体験が得られる場となった。 【課題】指定にあたっての合意形成の困難さ（原則土地所有者の同意が必要）、指定認定機関の担い手の不足等の理由から、地区の指定が進んでいない。 【今後の対応】例えば、利用圧による影響の回避のみならず、体験の質の向上等を目的として区域指定するなど、より柔軟性等のある制度への見直しを検討する。 |
| | 風景地保護協定制度の創設 | 国立公園及び国定公園内の草原や里地里山などの二次的な自然風景地について、土地所有者等による十分な管理を行うことが困難な場合等に、環境大臣又は地方公共団体若しくは公園管理団体が、「風景地保護協定」を締結し、当該土地所有者の代わりに自然風景地の管理を行うことができることとしたもの。 協定に基づいて行う行為に対し、特別地域の許可を受けることが不要となる特例措置を設けたほか、土地所有者の負担を軽減するために、協定が締結された土地に係る特別土地保有税を地方税法の改正により免除するとともに、相続税等の評価額を協定による制約に見合った適正な評価額とする。 | 【現状】これまでに 2 件を認可 ・阿蘇くじゅう国立公園「下荻の草風景地保護協定」-（公財）阿蘇グリーンストック（平成 16 年） ・上信越高原国立公園「湯の丸高原風景地保護協定」-NPO 法人浅間山麓国際自然学校（平成 23 年） 【成果】阿蘇くじゅう国立公園においては、輪地切り、輪地焼き及び野焼き等の行為が円滑に行われ、草原景観の維持に寄与した。また、上信越高原国立公園においては、希少種であるミヤマシロチョウ等の生息環境の回復又は保全のための植樹又は整枝等が円滑に行われ、自然の風景地及び生物多様性の保全に寄与した。 【課題】制度の周知やメリットが不十分等の理由から、協定締結が進んでいない。 |

| | | |
|---|--|--|
| | | 【今後の対応】制度運用上の工夫等を検討する。 |
| 公園管理団体制度の創設 | <p>国立・国定公園の管理業務に関し、一定の能力を有する公益法人、NPO 法人等を「公園管理団体」として指定する。</p> <p>公園管理団体は、風景地保護協定の締結主体として協定地区内の自然の風景地の管理を行うほか、協定区域外においても、植生の復元、登山道等公園施設の巡視及び補修、情報提供、利用実態調査など幅広い業務を行うことができる。</p> | <p>【現状】5 団体を指定：(公財)阿蘇グリーンストック(平成 15 年)(一財)自然公園財団(平成 17 年)(公財)知床財団(平成 19 年) NPO 法人浅間山麓国際自然学校(平成 20 年) NPO 法人たきどぅん(平成 21 年)</p> <p>【成果】風景地保護協定の締結による二次的自然環境の保全や、自然体験活動・環境教育の推進に寄与した。</p> <p>【課題】公園管理団体となるメリットが不十分、営利を目的とする団体を指定することができない等の理由から、指定が進んでいない。</p> <p>【今後の対応】自然公園の協働型管理運営という観点から、公園管理団体の役割を再検討する。</p> |
| 行為許可に係る違法行為に対する是正措置の強化(中止命令、継承者への原状回復命令等) | <p>行為許可に関する違法行為について、中止を命令することができることとした。</p> <p>工作物を他の者に譲渡してしまう等悪質な案件等に対応できるよう、工作物等の権利の承継者への原状回復等の命令の規定を設けた。</p> <p>原状回復等を命ずべき者を確知できない場合においても、環境大臣又は都道府県知事がその者の負担において原状回復等を行うことができることとした。</p> | <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反行為を行っている者に対する中止命令：事例なし ・継承者への原状回復命令：事例なし ・原状回復を命ずべき者を確知できない場合、大臣がその者の負担において行う原状回復：事例なし <p>【成果】行為許可に係る違法行為の抑止に寄与した。</p> <p>【課題】特になし。</p> <p>【今後の対応】引き続き、適切な運用に努める。</p> |

< 附帯決議 >

| 附帯決議 | 対応状況 |
|--|--|
| 新「生物多様性国家戦略」の実効性を確保するため、本法を含めた自然環境保全の法体系の見直しについて検討を行うこと。 | 外来生物法(平成 16 年 6 月公布、平成 17 年 6 月施行) 自然再生推進法(平成 14 年 12 月公布、平成 15 年 1 月施行) エコツーリズム推進法(平成 19 年 6 月公布、平成 20 年 4 月施行) 生物多様性基本法(平成 20 年 6 月公布・施行)の制定や、鳥獣保護管理法(平成 26 年 5 月公布、平成 27 年 5 月施行) 種の保存法(平成 29 年 6 月公布、平成 30 年 6 月施行) 自然環境保全法(平成 31 年 4 月公布、令和 2 年 4 月施行)の改正など、自然環境保全に関する法体系の整備及び見直しを行っている。また、生物多様性国家戦略も改定を行い、その実効性の確保に努めている(直近の改定は平成 24 年)。 |
| 自然公園における生態系を保全し、持続的な利用が図られるよう、利用調整地区制度を積極的に活用すること。 | 吉野熊野国立公園 西大台地区(平成 18 年) 知床国立公園 知床五湖地区(平成 22 年)において利用調整地区を設定。成果等については、上記参照。 |
| 自然公園内の里地里山の保全及び再生に向けて、風景地保護協定及び公園管理団体制度が的確に機能するよう、N G O、土地所有者等との連携を強化するとともに、財政支援を含めた支援策の拡充を図ること。 | 平成 15 年度から平成 20 年度に「民間活動推進モデル事業」として、公園管理団体及び指定に意向を持つ団体が行う公園管理活動について、課題の抽出、普及啓発資料の作成、地域での情報交換の場の設置・運用等を行うことにより、支援を行った。 |
| 自然公園内の生態系に著しい悪影響を及ぼすおそれのある種の個体を外部から持ち込むことを制限するなど、適切な移入種対策を講ずること。 | 平成 22 年自然公園法改正により対応。 |
| 登山道の荒廃、トイレ整備の遅れなど過剰利用による自然公園の利用上の問題が生じていることに対し、入園規制も含めた適切な手法を検討すること。 | 登山道の荒廃対策については、地域団体等の参画を得て、国立公園等の管理やサービスの向上を図る「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業」等によりきめ細かな維持管理を行っている。山岳トイレについては、「山岳環境保全対策事業」により、民間山小屋事業者に対し、トイレ整備等の支援を行っている(支援件数 35 件)。 |

| | |
|--|---|
| <p>公園計画の策定に当たっては、関係行政機関のみならず地域住民、NGO等の意見も十分反映させるようにするとともに、計画の定期的な点検が行われるようにすること。</p> <p>また、自然再生事業等公園計画事業の実施に当たっては、生態系等環境の保全に万全を期すこと。</p> | <p>「国立公園の公園計画等の見直し実務要領について」（平成25年5月17日環自国発第1305174号 環境省自然環境局国立公園課長通知）において、公園計画の見直し作業は概ね5年毎に行うこととしている。また、計画の見直しに当たっては、環境省原案に対するパブリックコメントを行うとともに、必要に応じて地域住民への説明会等を開催している。自然再生事業や公園事業の実施に当たっては、生態系等環境の保全を行うよう実施、指導しているところ。</p> |
| <p>生態系の有する多様な価値を客観的に把握するため、モニタリング等による調査研究を推進することにより、科学的知見の集積の充実に努めるとともに、その情報の提供を積極的に行うこと。</p> | <p>地域の研究者とのネットワークを構築しつつ、「自然環境保全基礎調査」により自然公園を含む我が国の自然環境（植生、藻場・アマモ場、サンゴ等）を全国的に調査するとともに、「モニタリングサイト1000」の調査地を自然公園内にも設置するなどして、科学的知見の集積の充実に努めている。また、「生物多様性情報システム（J-IBIS）」や「いきものログ」において、これらの調査で得られた情報の提供を積極的に行っている。</p> |
| <p>自然公園を総合的な環境学習の場と位置付けることにより、環境教育の推進を図るとともに、利用者に対する適切な情報提供に努めること。</p> | <p>ビジターセンター等を中心とし、子どもパークレンジャーや自然観察会の開催、展示・ホームページ等による情報提供を行っている。</p> |
| <p>自然公園の適切な保全管理に努めるとともに、このために必要な人員及び予算の一層の充実に努めること。</p> | <p>自然保護官等の現場管理職員の数は年々拡大（令和元年177人）。さらに、自然保護官を補佐するアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を平成17年度から配置（令和元年125人）する等現地管理体制の強化を図っている。</p> <p>平成14年度に国立公園関連の非公共予算は、11.1億円であったが、令和元年度には83.2億円となり、約7.5倍の予算を確保。</p> |
| <p>自然公園内における公共事業との調整に当たっては、自然公園が生物多様性の保全の重要な場と位置付けられたことを踏まえ、自然環境への影響に十分配慮されるよう留意すること。</p> | <p>自然公園内における公共事業については、自然公園法に基づく許認可事務等を通じて、自然環境への影響に十分配慮されるよう、案件ごとに調整を図っている。</p> |

平成 22 年改正

| | 改正事項 | 具体的な内容 | 現状 |
|-------------------------|---|---|--|
| 平成 22 年 改 正 | 法目的に「生物多様性の確保」を追加 | 生物多様性基本法の制定などに見られる、生物の多様性に関する社会的な要請の高まり等を踏まえ、目的規定に生物多様性の確保に寄与することを明示。 | 【成果】法改正以前から、実質的には自然公園内で生物多様性の確保を実施してきたが、法目的に位置づけることにより、自然公園の指定・管理において、生物多様性の確保の観点により明確化された。平成 28 年のやんばる国立公園、平成 29 年の奄美群島国立公園の指定は、希少野生動植物の保護を主眼の一つに置いている。 【今後の対応】ポスト愛知目標の設定等も見据え、生物多様性全の観点からさらなる施策の充実を図る。 |
| | 海域公園地区制度の創設 | 海中だけでなく、海上も含めた海域全体の景観の維持と適正な利用を図る観点から、海中公園地区を、海域全体を対象とする「海域公園地区」に改めた。 | 【現状】国立公園：計 15 公園 98 地区で 143 か所を指定（約 55,088ha） 国定公園：計 15 公園 23 地区で 61 か所を指定（計 7945ha） 【成果】制度改正により、干潟や岩礁など、生物多様性に富むエリアを指定できるようになったこと、また、地区全域で一律に動植物の捕獲等規制を行うのではなく、捕獲等規制を行うべき区域を海域公園地区内できめ細かに設定することができるようになったことで漁業者との調整を図りやすくなったことから、指定面積が増大した。平成 20 年（海中公園地区）：2,359ha 令和元年（海域公園地区）：55,088ha 【課題】関係行政機関や漁業者等との連携による海域の管理の質の向上 【今後の対応】関係行政機関や漁業者との連携等により、普通地域を含めた海域の管理の質の向上を目指す。 |
| | 生態系維持回復事業制度の創設 | シカによる食害等に対し、国立・国定公園内の生態系の維持又は回復を図ることを目的として生態系維持回復事業制度を創設。 生態系維持回復事業の実施に当たっての手続き 生態系維持回復事業に関する公園計画の決定 生態系維持回復事業計画の策定 生態系維持回復事業の実施 生態系維持回復事業計画に適合するものとして確認又は認定を受けた行為は許可が不要となる特例措置を設けた。 | 【現状】国立公園：10 地域で生態系維持回復事業計画を策定（知床、阿寒摩周、尾瀬、白山、南アルプス、霧島、屋久島等） 【成果】関係行政機関等の多様な主体の参画が促進され、地域全体で取り組む体制が構築された。平成 22 年から令和元年現在まで生態系維持回復事業に係る予算措置を講じており、自然公園におけるシカの食害や外来種対策が進捗している。一部地域では、外来魚の根絶やシカの生息密度の低下が確認されている。 【課題】継続的な予算の確保 【今後の対応】計画に基づく事業を引き続き実施する。また、新たに事業が必要な地域については、計画策定・事業実施を進める。 |
| | 特別地域及び特別保護地区における規制の追加（指定区域内における木竹の損傷、植栽・動物の放出規制等） | 〔特別地域〕環境大臣が指定する区域内での木竹の損傷の規制／環境大臣が指定する区域内において、「環境大臣が指定する植物を伐採し、又植物の種子をまくこと」及び「環境大臣が指定する動物を放つこと」の規制、〔特別保護地区〕「動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）」及び「木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと」の規制 | 【現状】木竹の損傷、植栽・動物の放出等に係る指定区域：指定なし 【課題】特になし。 【今後の対応】特別保護地区においては引き続き適切な規制の運用に努めるとともに、木竹の損傷等の規制が必要な特別地域があれば、積極的に指定を検討する。 |
| | 公園事業の執行に関する規定の整備（施行令の規定の法律への位置づけ等） | 執行認可の申請に併せて、管理経営の方法を提出させることとし、執行認可後の届出は不要とした。 改善命令に従わない場合の罰則（50 万円以下の罰金）を規定 合併、分割、相続の際に、環境大臣の同意又は承認が無ければ地位が継承されないこととした。 必要な場合に速やかに公園事業の認可の効力を失効させ、他の適切な者にその公園 | 【現状】 ・改善命令に従わない場合の罰則の適用：事例なし ・原状回復命令に従わない場合の罰則の適用：事例なし ・原状回復を命ずべき者を確知できない場合、大臣がその者の負担において行う原状回復：事例なし 【成果】公園事業に対する一定の監督機能の強化が図られた。 【課題】管理経営の方法の提出は法改正前から認可している事業者に対しては効果が及ばない等か |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>事業を担わせることができるよう、認可の失効について法に規定 原状回復命令と罰則（１年以下の懲役または 100 万円以下の罰金）について規定 原状回復を命ずべき者を確知できない場合、大臣がその者の負担において行う原状 回復について規定 等</p> | <p>ら、施設の廃屋化の進行には歯止めがかかっていない。 【今後の対応】廃屋化の抑止のために、制度改正を含めさらなる措置を講ずべく検討を進める。</p> |
|--|--|---|

< 附帯決議 >

| 附帯決議 | 対応状況 |
|--|--|
| <p>自然公園等の適切な管理運営のために必要な人材の確保に最大限努めること。特に、知識及び経験等が豊富なアクティブ・レンジャー経験者を積極的に活用するよう努めること。また、自然公園等を地元住民の雇用創出の場として活用すべく、グリーンワーカー事業等の拡大等をはじめとする積極的な施策の展開を図ること。</p> | <p>自然保護官等の現場管理職員の数は年々拡大（令和元年 177 人）。さらに、自然保護官を補佐するアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を平成 17 年度から配置（令和元年 125 人）する等現地管理体制の強化を図っている。 また、グリーンワーカー事業については 268,807 千円を計上（令和元年度）</p> |
| <p>本法の目的に生物多様性の確保が加えられたことにかんがみ、自然公園の利用が生態系にとって悪影響を及ぼさないよう、その適正な利用に努めるとともに、国民にもその趣旨が理解されるよう普及啓発に努めること。</p> | <p>過剰利用などにより生態系への影響が生じている地区については、利用調整地区制度の導入や自然保護官等による巡視・指導・普及啓発により、利用の適正化に努めている。</p> |
| <p>海域公園地区及び海域特別地区の指定に当たっては、科学的なデータ等を勘案し、民間団体等利害関係者にも配慮しつつ、関係省庁等間の連携・協力を十分図ることによって、世界的に貴重な海洋生態系の保護・保全にとって重要な海域が指定対象に含まれるよう努めること。また、国際的な連携にも配慮しつつ、移動性野生動物の保全にも努めること。</p> | <p>海域公園の指定については上記参照。なお、慶良間諸島国立公園をはじめ、クジラ類、渡り鳥、ウミガメ類等移動性野生動物の生息にも配慮した指定を進めている。</p> |
| <p>公園計画及び公園事業計画の策定に当たっては、生物多様性の保全の観点から、同計画が適正かつ効果的な自然公園の管理運営に資するものとなるよう、審議会の開催に当たって、パブリックコメントなどの前倒しにより、国民の意見が審議に反映されるものとするほか、計画段階からの市民参加等、多様な主体が参画、協議できる場を設けることで、可能な限り幅広く意見を聴くよう努めること。また、そこで集約された意見については、同計画に反映させるよう努めること。</p> | <p>「国立公園の公園計画等の見直し実務要領について」（平成 25 年 5 月 17 日環自国発第 1305174 号 環境省自然環境局国立公園課長通知）において、審議会諮問前の環境省原案の段階でパブリックコメントを行い、意見を集約・反映することとしている。また、必要に応じて地域住民への説明会等を開催している。</p> |
| <p>生態系維持回復事業に係る認定等に当たっては、絶滅のおそれのある野生生物への影響や現行法の鳥獣被害の防止施策との整合性も配慮しつつ、科学的データ等に準拠しながら厳正かつ適正に行うこと。</p> | <p>生態系維持回復事業の確認・認定に当たっては、科学的知見を踏まえて策定した生態系維持回復事業計画への適合を審査している。また、絶滅のおそれのある野生生物への影響や鳥獣被害の防止施策との整合性にも十分に配慮している。</p> |
| <p>自然公園の利用調整地区については、生物の多様性の確保及び持続可能な利用の観点から、住民、関係団体、土地利用等との十分な調整を図りつつ、指定の拡大に向けて積極的に取り組むこと。</p> | <p>平成 19 年西大台地区の指定の後、平成 22 年に知床五湖地区を新たに利用調整地区に指定した。指定にあたっては、環境省、北海道、斜里町の 3 行政機関、同地区の公園管理団体、エコツーリズム推進団体、観光事業者、ガイド事業者、住民団体等、同地区の関係者などによって組織される「知床五湖の利用のあり方協議会」等における調整を図った。より柔軟性のある制度の検討を行うほか、利用調整地区の指定が適切であると考えられる地域については、積極的に指定を検討する。</p> |
| <p>気候変動に伴う生態系の変化を考慮して、国土における自然保護地域の効果的な再配置と拡大、適正な管理を早急かつ積極的に取り組むこと。</p> | <p>大雪山国立公園及び慶良間諸島国立公園において、生態系への気候変動影響に関する評価及び適応策の検討を行い、その結果を「国立公園等の保護区における気候変動への適応策検討の手引き」として取りまとめた。今後、気候変動への適応の考え方を踏まえた自然保護地域の管理等を検討していく。</p> |
| <p>生物多様性条約において、海洋保護区のグローバルレベルのネットワーク構築が目標として設定され、海洋保護区の統合、設置、効果的管理が急務とされていることにかんがみ、国際的な要請に資するものとなるよう、海洋保護区の設定に当たっては、我が国の生物多様性保全上、代表性を持ったものが含まれるものになるよう努めること。</p> | <p>海域公園の指定にあたっては、事前に動植物の分布状況や景観などについて調査を実施し、従前の海中公園地区から指定可能であったサンゴや藻場に加え、干潟や岩礁など、生物多様性の保全上重要なエリアの指定を進めている。</p> |
| <p>自然公園及び自然環境保全地域等の自然保護地域体系のあり方について法制度も含めて検討を行うこと。</p> | <p>自然環境保全法については平成 31 年に改正され、沖合海底自然環境保全地域制度の創設等が実施されている。自然公園法については、現在、そのあり方を検討している。</p> |

平成22年度以降の自然公園に関する施策

協働型管理運営の推進
地域自然資産法の概要及びその活用に向けた検討状況
国立公園満喫プロジェクト
国立公園の宿舎事業のあり方について

< 参考 1 >

国立・国定総点検事業について

< 参考 2 >

都市公園法の改正
文化財保護法の改正
日本遺産の認定
観光地域づくり法人（DMO）の形成・確立

協働型管理運営の推進

背景 ~ 協働型運営体制のあり方検討会 ~

- 環境省では、各国立公園の現地事務所に職員を配置し、多様な関係者の協力を得つつ、自然環境の保全等の管理を行っている。
- しかし、外来種や野生鳥獣による被害などの新たな課題に対応する能動的な管理や、利用者ニーズの変化を踏まえた地域振興にも配慮した適切な利用の推進のためには、地方公共団体をはじめとする**地域の関係者と国立公園の目指すべき目標（ビジョン）を共有し、一層緊密な連携を図ることが必要**であると指摘されていた（「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」）。
- 6名の有識者により「**国立公園における協働型運営体制のあり方検討会**」を平成23年度に設置し、国立公園において協働型による管理運営が求められる事項、協働型管理運営のために望ましい体制、協働型管理運営体制の推進に必要な施策等について、平成25年度までに合計7回の会議を開催し、それぞれについて方向性をとりまとめた。

結果 ~ 協働型運営体制のあり方検討会 ~

現状認識と課題

- 全国の国立公園で「**個別課題対応型**」「**個別地域対応型**」「**連絡調整型**」「**統合型**」の4つのタイプの協議会が設置されている。
- 自然環境保全のための能動的な取組、利用者ニーズ等の変化に迅速に対応したサービスの提供、地域の計画・施策との整合性の確保等のために協働型の管理運営を進めることが必要。

今後の取組の方向性

- 全国の国立公園において「**総合型協議会**」を設置し、国立公園のビジョン、管理運営方針、行動計画、地域のルール等を関係者が検討共有し、取り組みを進めることが必要。
- 取り組みを進める枠組みとして、総合型協議会で策定したビジョン等を国立公園管理計画の一部として位置づけ、整合性・実現性を担保する等、国立公園管理計画のあり方の見直しが必要。

今後の取組の進め方

- **全国の国立公園において試行的に協議会を開催し、知見を蓄積し、制度の強化を図る。**



現状

- 全国の国立公園 12公園 13地域で総合型協議会が設置されている。（平成31年3月15日時点）

代表的な事例 尾瀬

尾瀬国立公園協議会では、環境省・林野庁・自治体・民間事業者・山小屋組合・観光協会・ガイド協会・学識経験者など多様な主体が参画している。各課題に応じて小委員会等を設置し、協議内容や進捗状況を逐次共有する仕組みが確立している。

地域自然資産法の概要及びその活用に向けた検討状況

背景と目的 ~ 民間資金を用いた地域の自発的な取組を促進する必要 ~

- 地域の自然環境を保全し、及び持続可能な利用を推進するためには、公的資金を用いた取組に加えて、利用者による負担、民間団体等が寄附金を募って行う土地の取得・管理など**民間資金を用いた地域の自発的な取組を促進する必要**がある。
- そこで、議員立法によって「**地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律**（通称：「**地域自然資産法**」）」が平成27年4月1日に施行された。（環境省及び文科省共管）
- 同法により、都道府県又は市町村は、協議会を設置し**自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する地域計画を作成**することができ、その計画に基づいて、入域料等を経費として充てて行う「**地域自然環境保全等事業**」や、寄付金等による土地の取得等（自然環境トラスト活動）を促進する「**自然環境トラスト活動促進事業**」を行うことができる。

基本方針・地域計画

地域社会の健全な発展にもつなげていくことを目指す

基本方針の策定

（環境大臣
・文部科学大臣）

基本方針

協議

（農林水産大臣
・国土交通大臣 等）

地域計画の作成

協議会

組織されない場合は
土地の所有者等と協議

（都道府県・市町村）

地域計画

・地域自然環境
保全等事業
・自然環境トラスト
活動促進事業

地域計画の実施

（都道府県・市町村）
・地域自然環境保全等事業
・自然環境トラスト活動促進事業
・自然環境トラスト活動

（一般社団法人等）
・自然環境トラスト活動

環境大臣等の協議・同意を経た
地域計画に従って行うものについては、自然公園法の許可等を不要とする特例措置

地域自然資産区域内で行われる活動

地域自然環境保全等事業・・・国立公園や名勝地等地域の自然環境の保全及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であって、区域内に立ち入る者から収受する料金をその経費に充てるもの
自然環境トラスト活動・・・自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とし、一般社団法人等又は都道府県若しくは市町村が地域内の土地の取得等を行うこと
自然環境トラスト活動促進事業・・・都道府県又は市町村が、自然環境トラスト活動を促進する事業

その他

地域計画の作成に関する助言、財政上の措置等（国の努力義務）
自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要な土地の取得（国・都道府県の努力義務）

現状

- 現在、竹富町と妙高市において、地域自然資産法の活用が検討されている。（令和元年8月1日現在）

沖縄県竹富町【竹富島】

竹富島地域自然資産協議会（平成29年6月）
竹富島地域自然資産地域計画（案）を作成（平成30年5月）
300円（任意の協力金）/ 竹富島に入域する全ての人
徴収免除の対象あり

新潟県妙高市【妙高戸隠連山国立公園（妙高山・火打山）】

妙高山・火打山 自然環境保全協力金（入域料）検討部会
（平成30年6月） 妙高戸隠連山国立公園（妙高山・火打山）における入域料等検討会議（平成30年度）
地域自然資産計画（案）を作成中 社会実験を2か年にわたり実施中
500円（任意の協力金）/ 妙高山・火打山の登山者 3
徴収免除の対象あり

国立公園満喫プロジェクト

1. 国立公園満喫プロジェクトの方向性

(1) 日本の国立公園の特徴とインバウンド

- ◆ 自然に育まれた人々の暮らしや文化、歴史が根付いていて、共生している。(ブランドスローガン: その自然には物語がある～Stories to Experience～)
- ◆ 日本の自然保護の根幹を支える制度として、これまでも今後大きな役割を果たす。

インバウンドの増加

国立公園満喫プロジェクト

インバウンド対策を通じて、
国立公園の魅力をも再発見・再構築

(2) 基本的な視点

最大の魅力は自然そのもの

- 日本の自然の多様性やその魅力は世界に際立つ。
- 国立公園により、適切な保全と生業を支える。
- 自然そのものの魅力を生かすことで利用推進を図る。

暮らしや文化とともにある国立公園

- 国立公園には人の暮らしが息づく場としての価値と地域独自の魅力的な文化や歴史がある。
- 地域産業が経済的に持続可能なモデルを作る。

体積で考える

- 客数だけでなく消費単価や体験の質の高さ・深さやかけた「体積」を大きくすることを目指す。
- シェアの大きい国内需要も意識して進める。

多様なニーズに対応した楽しい国立公園

- 価格・内容でバリエーションのある施設・サービスを提供する。
- 自然環境と調和した高品質・高単価のサービスを提供して利用者、地域住民の満足度向上につなげる。
- 「体験型コンテンツ」の充実等により、滞在の長期化、消費額の向上等を促進

広域的な視点で考える

- 国立公園を核に、利用者目線で広域的な観光圏を形成していく。

利用者目線から現場を改善する

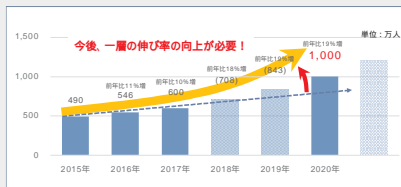
- 利用者目線に立てば誰にでも分かる不満の解消を現場でしっかり考えて、早急に対処する。
- 基本的な部分の改善を積み重ね、評価を上げる。

サステナビリティの視点を取り入れる

- 国立公園がサステナブルツーリズムの規範となるよう、公園でのツーリズムを誘導していく。
- エコツーリストから認められる価値・体験を提供する。

2. 国立公園満喫プロジェクトの指標と目標

(1) 訪日外国人国立公園利用者数



(2) 質の指標

| 2017年度 | 8公園平均 |
|------------------------|---------|
| 1) 国立公園での訪日外国人旅行消費額 | 65,851円 |
| 2) 国立公園周辺外国人延べ宿泊者数 | 2.8泊 |
| 3) 国立公園での外国人リピーター率 | 16.1% |
| 4) 先行8公園での満足度 (大変満足割合) | 39.0% |

3. 国立公園満喫プロジェクトの枠組み

■ 先進的、集中的に取組を行う公園【8公園】

・公園全体を対象とする地域協議会を設置し、ステップアッププログラムに基づく総合的な施策を展開

成果を反映

■ 個別のエリア、テーマ等で集中的に取組を行う公園【H29,30年度は10ヶ所】

・8公園の取組の成果を踏まえ、公園内の限定した地域、または、特定のテーマを持った事業等、熟練した自治体等と連携したコンパクトで効果の高いソフト事業を中心に実施

★ 8公園に準じる公園【3公園】

・外国人利用者数が多い3つの公園 (支笏洞爺、富士箱根伊豆、中部山岳) について、各公園の利用状況等を踏まえつつ、効果的な誘客や適正な利用の推進を図るため、地域を絞った地域協議会の設置等により関係者と連携した総合的な施策を展開

■ 上記以外の公園

・国立公園全体の共通の取組として、基盤整備 (WiFi整備、多言語対応、ユニバーサルデザイン化等) や海外発信等を中心に推進

4. テーマ別の取組

橙字: 2020年に目指す取組の状態

(1) 民間活用によるサービス向上

多様な宿泊体験の提供



- 【課題】
- ニーズや旅行形態に合わせた新たな利用計画が必要
- 【今後の主な取組】
- グランピングなど新たな宿泊体験の提供
 - 宿泊施設の誘致候補地検討

国立公園における宿泊体験の多様化実現

公共施設の民間開放



- 【課題】
- 先行事例以外にも事業成立性を検証して広げることが必要
- 【今後の主な取組】
- 新規案件の発掘、公募、運営
 - PPP/PFI手法導入の検討

最高の自然をゆったりと楽しめる環境の充実

民間事業者との連携

- 【課題】
- オフィシャルパートナーとより具体的な効果的な連携が必要
 - 奥地にある国立公園までの二次交通の改善が求められる
- 【今後の主な取組】
- オフィシャルパートナーとの連携のための事務局立ち上げ
 - 二次交通の取組支援制度の検討

利用者ニーズにあった情報やサービスの提供

(2) 受入環境の整備

コンテンツの磨き上げ 受入体制強化

- 【課題】
- 多言語対応・受入能力に課題
- 【今後の主な取組】
- 外国人ニーズの高い野生生物等をテーマに体験プログラム開発
 - 多言語ツアーデスク・コンシェルジュ設置

高品質の自然プログラムが充実 一括サイト構築による誘客力強化

引き算の景観改善

- 【課題】
- 点での景観改善にとどまっておらず、民間投資を呼びこむには不足
- 【今後の主な取組】
- 利用拠点の面的な景観向上を支援する制度の創設

自然を堪能できる眺望/街並み形成

基盤整備

- 【課題】
- 改修・更新の中長期計画が必要
 - 公衆トイレの快適性に課題
- 【今後の主な取組】
- 長寿命化計画の策定・実施
 - 公衆トイレバリエーション事業推進

外国人がストレスフリーで楽しめる環境整備

人材育成

- 【課題】
- 裾野拡大とトップランナー育成
- 【今後の主な取組】
- 研修継続と先進地域の確立

インバウンド対応可能な充実したガイド

利用者負担による保全の仕組み作り

- 【課題】
- 地域自然資産法活用も含めたさらなる取組の充実
- 【今後の主な取組】
- 入域料導入支援制度の検討

利用者負担による受入環境整備の更なる促進

(3) プロモーション

- 【課題】
- 目標達成に向けたより効果的で強力なプロモーションが必要
- 【今後の主な取組】
- 新宿御苑における国立公園PRのためのサイトセンター設置
 - 予約導線を確保した国立公園サイト構築、マーケティング・プロモーション展開

外国人への「オファシャルパートナー」の定着

(4) 関係省庁や地域との連携

- 【課題】
- 連携体制は整いつつあるが、交付金活用は公園ごとに差がある
- 【今後の主な取組】
- 交付金活用実績の更新・共有

総合的な取組の推進

(5) 体制強化

- 【課題】
- さらなる効果拡大のための体制強化が必要
 - BCPの視点を取り入れる必要性
- 【今後の主な取組】
- 災害対応も含め、体制を強化

現地レンジャーによる適正利用の推進

(6) 質の指標の活用

- 【課題】
- 適正なサンプルの確保
 - 利用者目線での施策の強化
- 【今後の主な取組】
- 改良方式での年間を通じた実施
 - 地域協議会へのフィードバック

利用者の声により改善が重ねられる国立公園

(7) 全国展開

- 【課題】
- 民間活力をより活かすことが必要
- 【今後の主な取組】
- 自然公園制度見直し検討

国立公園でのインバウンド拡大と利用の質向上

国立公園の宿舎事業のあり方について

背景、現状と課題

- 国立公園満喫プロジェクトにおいて、豊かな自然や地域文化を深く満喫できる多様な宿泊体験を増やしていくことが課題。あわせてニーズ等の変化による課題も併せて取り上げ、宿舎事業のあり方について、今後の施策の方向性等を示すことを目的に平成30年度に整理。
- 観光から得られた利益を保全に還元し、**保護と利用の好循環**を実現することで、**国立公園の資源管理を充実**させる。そのため、協働型管理運営として公園事業者、観光関係者、地域住民等を含めた様々な関係者による地域ビジョンの共有が重要。
- インバウンド増加、集団から個への旅行形態の変化、旅行者ニーズの多様化等の傾向。国立公園内における**宿泊施設等の廃屋化**が問題。宿泊施設の事業形態の多様化・複雑化への対応が必要。

基本的な考え方

国立公園の宿舎事業の役割

- 自然公園法に基づき、事業者は国に代わって国立公園の非日常の風景の中での宿泊を公平に提供。保護された自然環境の中で事業を行う者として、自然環境の保全と地域の将来像に責任をもった事業の実施が必要。また、宿泊機能だけでなく自然や地域文化を満喫するアクティビティや情報の提供を行う拠点としての役割も求められる。

管理経営に求められる基本的な考え方

宿舎事業の管理経営における基本的な事項について整理（国立公園の自然環境の保全への貢献 / その土地にふさわしい本物の体験ができるアクティビティの充実 / 持続可能性を考慮した環境対策の推進 / 地産地消による地域社会の持続性への貢献）

目指す方向性

(1) 国立公園の魅力発信する新たな宿泊体験の提供

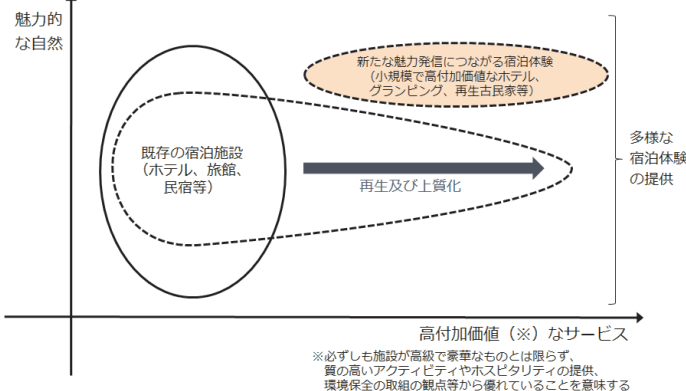
自然や文化への理解が深く、その土地にふさわしい本物の体験に価値を感じる旅行者に向けた宿泊施設は、小規模で風景と調和し、徹底した環境の取組が求められる。これらが事業としても持続可能であるためには、高付加価値なサービスとしていくことが必要。

新たな宿泊体験のイメージ

【小規模で高付加価値なホテル】 【グランピング】 【再生古民家】

国立公園の魅力発信する新たな宿泊体験の充実に向けた対応

図：国立公園の宿舎事業が目指す方向性のイメージ



(2) 既存エリア・施設の再生・上質化

既存の開発エリアや施設では**定期的な設備投資等により質を維持**しつつ、劣化した施設の**再生と上質化**により、増加する訪日外国人旅行者等の**新たな利用者ニーズに対応**。

集団施設地区等の再生

- 地元の**自治体と民間事業者**が、**地域の再整備**（景観デザインの統一、廃屋の撤去等）を**総合的に実施する支援制度**の検討。
- 地域関係者が**マスタープランを作成・共有**し、**官民協働**で取組むことが重要であり、**新たな民間投資**による事業も検討。

新たな廃屋化の防止

- 事業者に対し、特別に事業が認められていることを踏まえ、**責任ある事業執行**を求める。
- 事業者の経営状態を**継続的に把握していく仕組み**等について検討。

多様化する経営手法への対応

【所有・経営・運営の分離】

- 自然公園法上の責任を適切に履行できるよう、認可時の事業者間の契約関係確認など、**責任ある安定的な経営体制の構築**を促す。
- 原状回復命令等の自然公園法に基づく命令を履行する**責任を直接負わせる仕組み**の検討。など

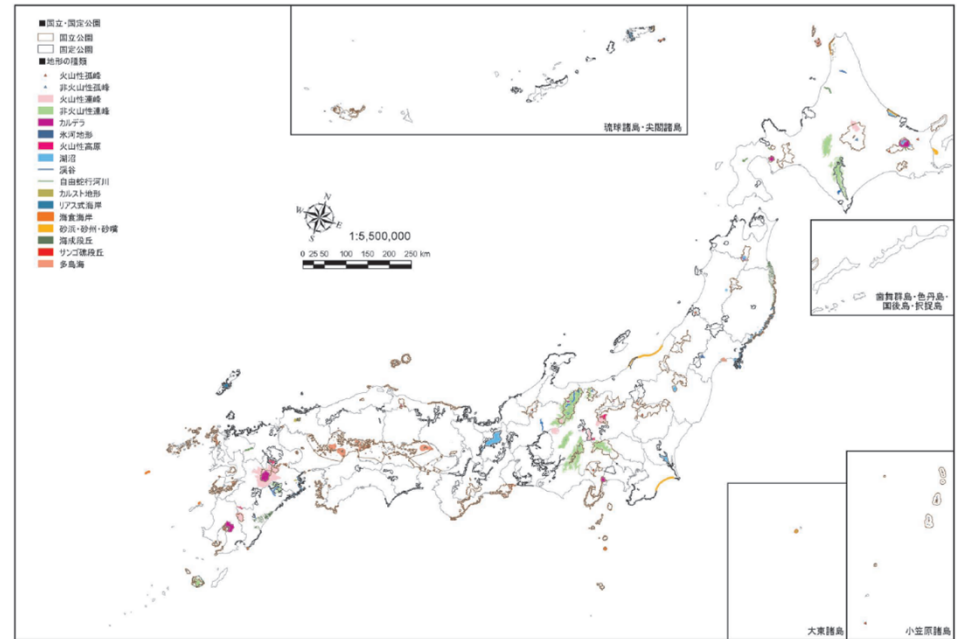
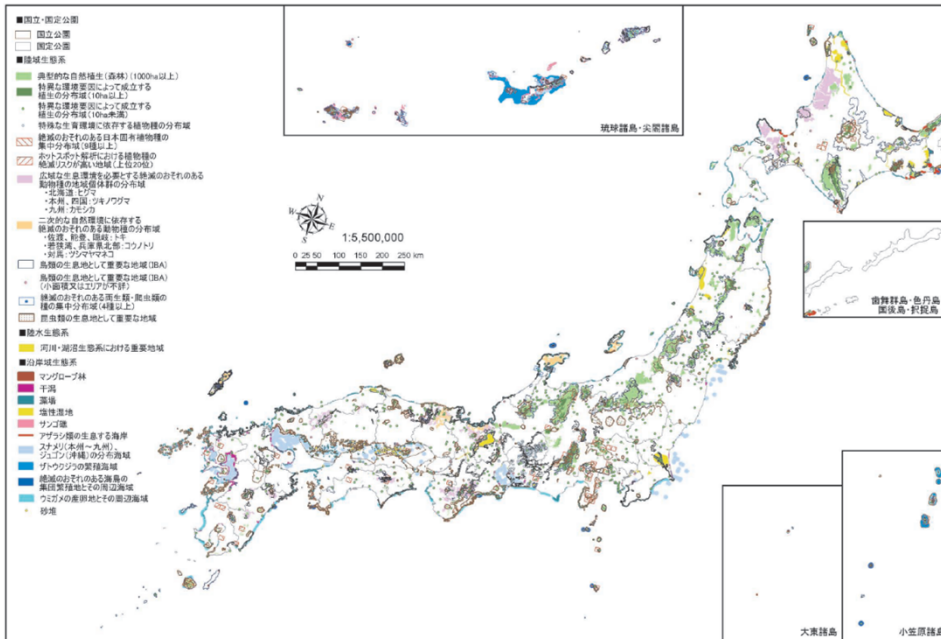
【分譲型ホテルの課題】

- オーナーや会員の優先利用により、一般の公園利用者と利用較差が生じないよう、公園事業としての**公益性・公平性の確保**が必要。
- 個人に所有権が分散することについて、将来、撤去等の意思決定ができず建物が存置され風景が悪化することがないような対応が必要。
- エリアによっては利用者に質の高いサービスを提供するための手法として有効となる可能性や、廃屋が目立つエリア等の**再生に効果的な民間投資となる可能性**について要検討。

国立・国定公園総点検事業について

背景 ~ 総点検事業における新規指定・大規模拡張候補地 ~

- 平成19年度から平成22年度にかけて行われた「国立・国定公園総点検事業」において、国立・国定公園の候補地を検討。
- 自然環境（生態系及び地質地形）の観点から重要な地域を抽出し、当時の国立・国定公園区域との重複状況の分析（ギャップ分析）を実施。
- ギャップ分析の結果を元に、今後10年間を目途に国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地として、18地域を公表。



生態系の観点から重要な247地域（植生、河川生態系、干潟、生物の生息基盤等）*

地質地形の観点から重要な88地域（山地、湖沼、カルスト地形、海岸、島嶼等）*

国立・国定公園との重複状況を分析

自然の風景地としての傑出性を評価

- 固有種が集中して分布している地域
- 地形地質の形成史を反映した特徴的な生態系が成立している地域
- 多様な生態系が複合的に一体となって豊かな風景を形成している地域

自然の風景地としての傑出性を評価

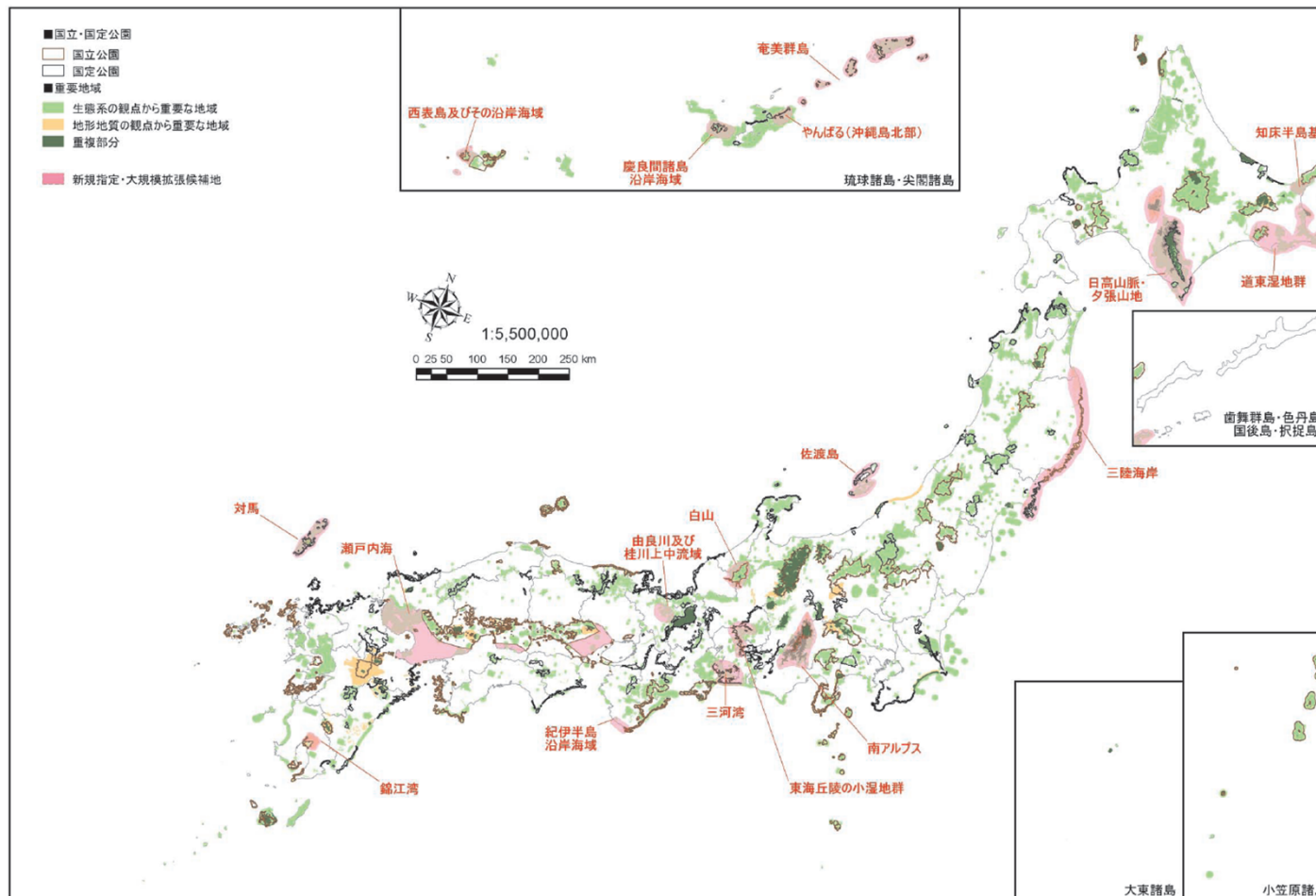
- 日本列島の地帯構造区分を考慮した上で、我が国を代表する傑出した規模を有し、優れた風景を形成している地域

* 環境省(2010): 国立・国定公園総点検事業について: 環境省, pp8-9

国立・国定公園総点検事業について

国立・国定公園と重複していない、又は一部重複している地域で、自然の風景地として傑出性が高い地域を抽出

社会環境等の観点から検討：地域の意向・熱意、利用のあり方、管理体制
総点検事業の候補地検討においては、生態系・地形地質の重要性、風景地としての傑出性を前提としつつも、利用の視点が導入された。



国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地 18地域*

* 環境省(2010): 国立・国定公園総点検事業について: 環境省, p13

国立・国定公園総点検事業について

背景 ~ 総点検事業における新規指定・大規模拡張候補地 ~

- 候補地として挙げられた18地域それぞれについて、自然の風景地としての評価と、今後の**具体的な方向性**（例：隣接する国立公園の拡張による指定、当時の国定公園地域を含む国立公園の新規指定など）が提示された。

現状・結果 ~ 候補地18地域の新規指定等状況 ~

現状認識と課題

- 令和元年8月時点における候補地18地域の新規指定等状況は、下表の通りであった。
- 18地域のうち、**12地域について、新規指定または区域の拡張等が行われ一部完了含め当初の目標を達成した。**
- 一方、**6地域については現在調整中も含め未了**である。

| No | 総点検事業 | | 現状 | |
|----|-----------|----------|------|------------|
| | 候補地名 | 方向性 | 状況 | 関係する自然公園 |
| 01 | 知床半島基部 | 拡張 | 完了 | 知床国立公園 |
| 02 | 道東湿地群 | 拡張 or 新規 | 未了 | 厚岸道立自然公園 |
| 03 | 日高山脈・夕張山地 | 拡張 or 新規 | 未了 | 日高山脈襟裳国定公園 |
| 04 | 三陸海岸 | 拡張 | 一部完了 | 三陸復興国立公園 |
| 05 | 佐渡島 | 拡張 | 未了 | 佐渡弥彦米山国定公園 |
| 06 | 南アルプス | 拡張 | 未了 | 南アルプス国立公園 |
| 07 | 東海丘陵の小湿地群 | 拡張 | 一部完了 | 愛知高原国定公園 |
| 08 | 三河湾 | 拡張 | 未了 | 三河湾国定公園 |
| 09 | 白山 | 拡張 | 一部完了 | 白山国立公園 |

| No | 総点検事業 | | 現状 | |
|----|-------------|------|------|------------|
| | 候補地名 | 方向性 | 状況 | 関係する自然公園 |
| 10 | 紀伊半島沿岸地域 | 拡張 | 完了 | 吉野熊野国立公園 |
| 11 | 由良川及び桂川上中流域 | 新規指定 | 完了 | 京都丹波高原国定公園 |
| 12 | 瀬戸内海 | 拡張 | 一部完了 | 瀬戸内海国立公園 |
| 13 | 対馬 | 拡張 | 未了 | 壱岐対馬国定公園 |
| 14 | 錦江湾 | 拡張 | 完了 | 霧島錦江湾国立公園 |
| 15 | 奄美群島 | 新規指定 | 完了 | 奄美群島国立公園 |
| 16 | やんばる（沖縄県北部） | 新規指定 | 完了 | やんばる国立公園 |
| 17 | 慶良間諸島沿岸地域 | 新規指定 | 完了 | 慶良間諸島国立公園 |
| 18 | 西表島及びその沿岸地域 | 拡張 | 完了 | 西表石垣国立公園 |

今後の取組の方向性

- 候補地18地域について、調整の経緯と課題の取りまとめを行う。
- 特に未了である6地域について、従前の経緯と課題を踏まえて、今後の指定等に向けた指針を作成する。**

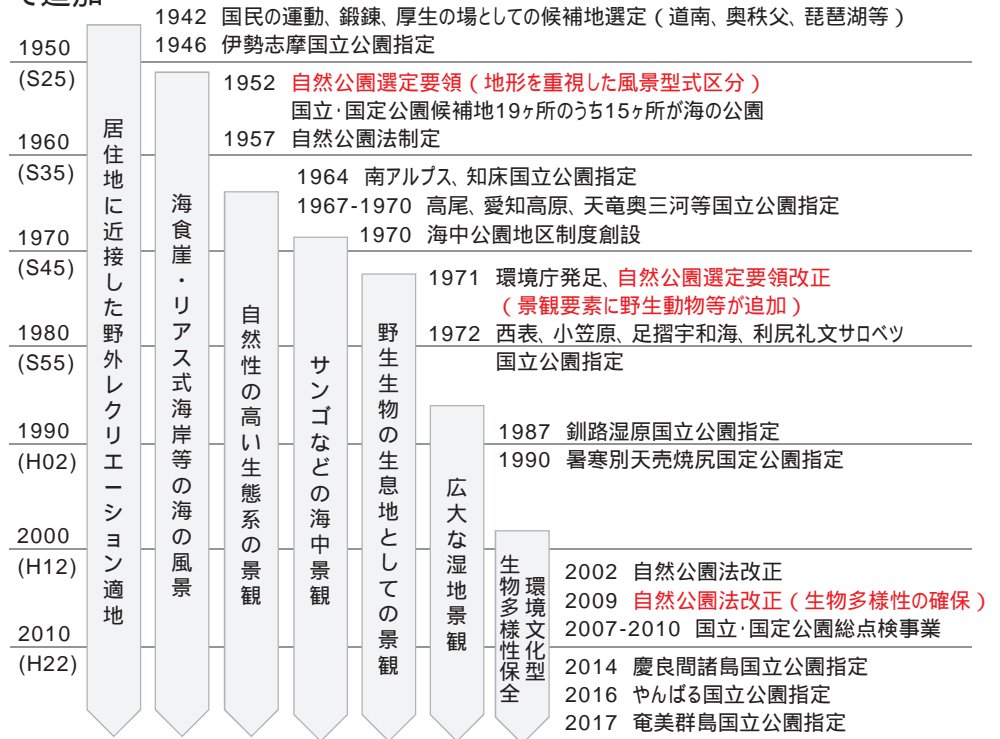
国立・国定公園に求められる資源性や風景観の変化

資源性の変化*

- 自然公園における資源性は、景観や動植物といった**対象**と、原始性や多様性といった**価値**により構成されると捉えることが可能
- 自然公園法制定以降、新規指定または主要な拡張のあった国立公園の指定書・公園計画書において
 - **対象**：
「**景観**」に対する言及は通時的に認められる
初期には「**地形**」に関する表現が多く、以降、自然公園法や自然公園選定要領の改正に応じて、「**動植物**」「**生態系**」に関する表現が増加
 - **価値**：
総合的な価値表現（すぐれた、美しい、貴重な等）は通時的に認められる
初期には**原始性**（原生の、自然性の高い等）や**豪壮性**（豪壮な、壮大な）に言及する価値表現が多く、以降、**希少性**（特異な、希少な等）、**固有性**（特徴的である、独特の等）、**多様性**（変化に富んだ、複雑な、多彩な、豊かな等）が増加
それぞれの価値表現に接続する対象も、時期により異なる
- 2002(H14)年の自然公園法改正で、草原、里山など**二次的自然を国立公園の重要な要素として位置づけ**
- 国立・国定公園総点検事業では、「**草原**」「**照葉樹林**」「**里地里山**」「**海域**」などについて、特にすぐれた自然風景地の対象として積極的に評価を進めることを方針として提示

風景観の変化

- 初期には「地学的見地から同一型式の風景を代表して傑出せること」を必須の条件として、**名所・旧跡・伝統的な探勝地**や、**山岳など原始性の高い自然の大風景地**を国立公園として選定**
- 時代が下るにつれて、複数の視点が自然公園の指定における風景評価軸として追加



戦中・戦後期から平成期における自然公園指定の風景評価軸とその変遷***

今後の検討の方向性

- 国立・国定公園の**ストーリー**や**二次的自然**、**文化的景観**、**利用のあり方**等を意識して、**新規指定**や**区域の適切性**等を検討する。
- 沿岸海域の保全のため、**海域の公園区域の指定の考え方**について**整理**を進める。

* 渡辺綱男, 佐々木真二郎, 四戸秀和, 下村彰男(2012): わが国における国立公園の資源性とその取扱いの変遷に関する研究: ランドスケープ研究75(5), 483-488

** 岡野隆宏(2013): わが国最初の国立公園選定の際の風景評価: ランドスケープ研究6, 18-24

*** 環境省(2011): 平成23年度 第4回人と自然の共生懇談会 主要論点に関する資料4-1 をもとに事務局作成

都市公園法の改正

背景 ~ 適切な管理の推進と民間活力を活かした都市公園の保全・活用 ~

- 都市における緑地の保全及び緑化並びに**都市公園の適切な管理を一層推進する**とともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するための「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が、平成29年2月10日に閣議決定された。
- 公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものであり、また、災害時の避難地としての役割も担っている。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっている。こうした様々な役割を担っている都市の緑空間を、**民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくために**、関係法律が一括して改正された。同年6月15日に、都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が施行された（一部については平成30年4月1日施行）。

改正内容及び事例

出典：「都市公園法改正ポイント」(国土交通省都市局公園緑地・景観課)をもとに作成

| | |
|---|---|
| <p>1. 公募設置管理制度 (Park-PFI)の創設</p> | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される 条件：園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備・改修等を一体的に行うこと 特例1：設置管理許可期間の特例（10年 20年） / 特例2：建蔽率の特例（2% 12%） / 特例3：占用物件の特例 （参考事例）天王寺公園エントランス（てんしば）（大阪市）民設民営による都市公園の再整備事例 / 大津湖岸なぎさ公園（大津市）地方における民活事例 / 山下公園（横浜市）管理許可者の公募と併せて公共施設を整備 |
| <p>2. PFI事業の設置管理許可期間の延伸</p> | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園におけるPFI事業は主にプールや体育館等の大規模施設で活用されており、事業の契約期間が長期に渡るものが多い。 PFI事業により公園施設を整備する場合の設置管理許可期間をPFI事業の契約期間にあわせて延伸することで、事業者の長期的事業運営を確保し、より多くの民間参入を促進する。 公園施設を整備する場合の設置管理許可期間（現行：最長10年）を、PFI事業契約の契約期間の範囲内（最長30年）で公園管理者が設定できることとする。 （参考事例）事業名：噴火湾パラマパークビジターセンター等整備運営事業、PFI対象施設：プール、健康増進施設、事業開始：平成15年、運営期間：17年 |
| <p>3. 保育所等の 占用物件への追加 (特区の全国措置化)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特区法改正により、特区内の都市では都市公園における占用許可特例として保育所等の設置が可能。 待機児童解消の取組強化に向けて、都市公園における保育所等の設置について、オープンスペース機能を損なわない範囲で、特区以外の都市においても可能とする。 保育所その他の社会福祉施設であって政令で定めるもの（通所型）について、政令で定める技術基準等を満たす場合には、公園管理者は占用を許可。 <施行令で規定する事項> 設置可能な社会福祉施設（通所型）：保育所、学童クラブ、老人デイサービスセンター、障害者支援施設等（参考事例）汐入公園・認可保育園 技術的基準： 施設の敷地面積は、公園の広場面積の100分の30以内 / その他、外観、構造等に関する基準（他の占用物件と同様）（東京都、荒川区） |
| <p>4. 公園の活性化に 関する 協議会の設置</p> | <ul style="list-style-type: none"> 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。 各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。 （協議会における協議事項例） 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整 / キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り / 都市公園のマネジメント方針、計画等 |
| <p>5. 都市公園の 維持修繕基準の 法令化</p> | <ul style="list-style-type: none"> 供用中の都市公園のうち設置から40年以上経過したものが平成26年度末で約16%。20年後には約6割に達する見込み。また、遊具については設置から20年以上経過したものが約5割。 都市公園の維持修繕基準の規定を設け、適切な時期に点検を行い、必要な措置を講ずることを義務付けることにより、予防保全による長寿命化・安全対策を徹底。 都市公園の維持修繕基準の法令化：都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するように行うものとする。 |

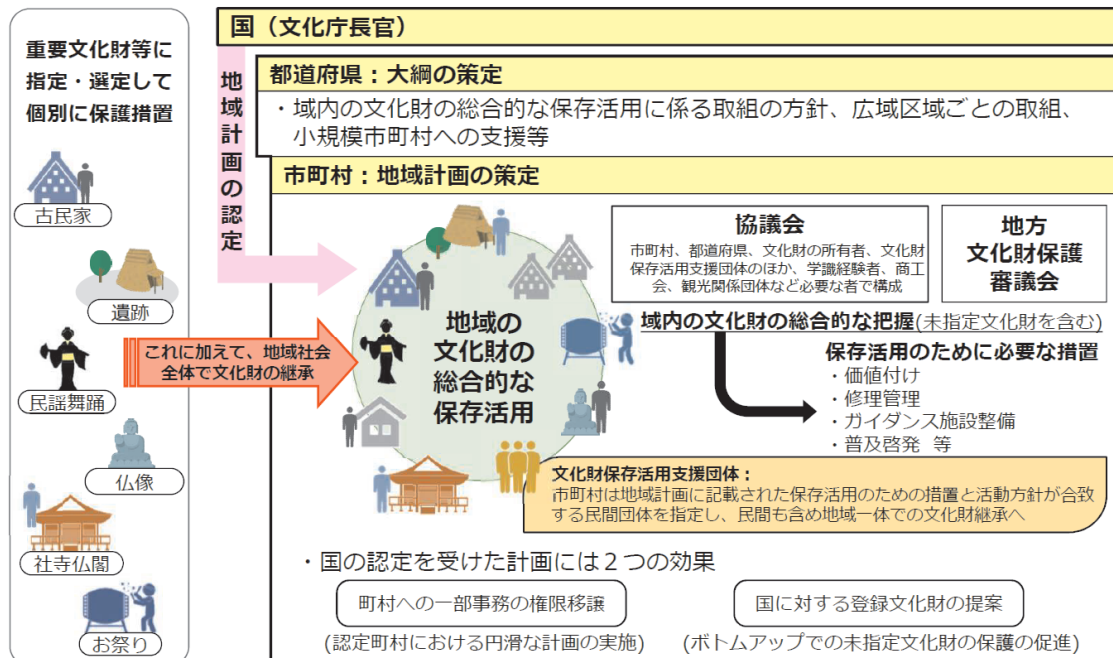
文化財保護法の改正

法改正（平成30年）の趣旨

- 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

改正による新たなスキーム（イメージ）

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用



(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

○個別の文化財の保存活用計画の国の認定

国：文化庁長官

認定

所有者・管理団体：保存活用計画の作成

「旧〇〇家住宅」保存活用計画 「〇〇図屏風」保存活用計画 「〇〇城跡」保存活用計画 等

【計画の認定を受けることによる効果】

- 国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- 美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

○所有者に代わり文化財の保存活用を担う主体の位置付け

「特別な事情があるとき」に選任できるとしている管理責任者について、必要があるときに選任できるよう要件拡充する



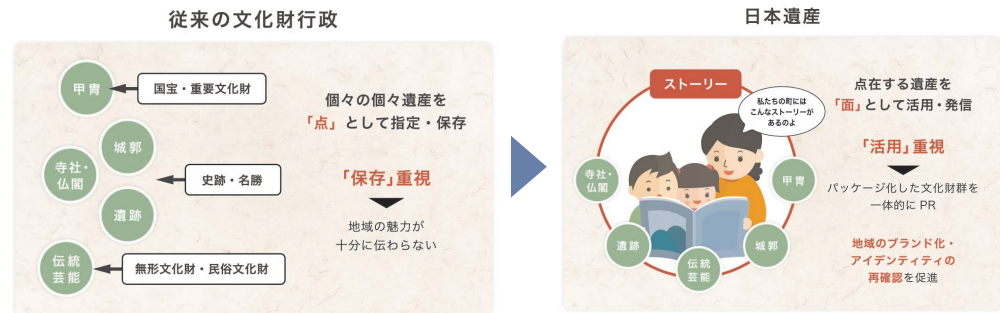
(3) 地方文化財行政の推進力強化

- 地方における文化財保護の所管は教育委員会だが、文化行政全体としての一体性やまちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、条例により、**文化財保護の事務を首長が担当できるようにする**
- ただし、首長部局に移管する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等に対応するため、文化財保護法において任意設置となっている地方文化財保護審議会の設置を必須とする

日本遺産の認定

目的 ~有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用~

- 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を**地域が主体となって総合的に整備・活用**し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的に創設。



認定申請と審査基準

認定ストーリー

歴史的経緯や地域の風習に根ざし、世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたものであること。

ストーリーの中核には、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上、建造物や遺跡・名勝地、祭りなど、地域に根ざして継承・保存がなされている文化財にまつわるものを据えること。

単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものになっていないこと。

単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」と複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型（ネットワーク型）」がある

申請者等

申請者は地方公共団体で、年1回、都道府県を通じて公募

認定の可否

外部有識者で構成される「日本遺産審査委員会」の審査結果を踏まえ、文化庁が認定

審査基準

- ストーリーの内容が、地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであるとともに、日本の魅力を十分に伝えるものとなっていること。（観点：興味深さ、斬新さ、訴求力、希少性、地域性）
- 日本遺産という資源を活かした地域づくりの将来像と、実現に向けた具体的な方策（地域活性化策）が適切に示されていること。
- ストーリーの国内外への効果的な発信や、日本遺産を通じた地域活性化策の実施が可能となる体制が整備されていること。

認定状況

2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに、全国100か所程度を日本遺産に認定することを目指している。

平成27年度
18件（18件認定）：24府県
平成28年度
37件（19件認定）：33府県
平成29年度
54件（17件認定）：40府県
平成30年度
67件（13件認定）：43府県

地域への支援

日本遺産魅力発信推進事業

認定地域が主体となって日本遺産を活用した地域活性化の取組を行うことができるよう、以下の事業に対して、認定後3年間を目途として財政支援

情報発信、人材育成事業
普及啓発事業
調査研究
公開活用のための整備

日本遺産プロモーション事業

アドバイザー派遣事業

認定地域が抱える個別の課題やニーズに対して、専門家を派遣し指導・助言
国内外への「日本遺産」の周知
民間企業と連携したイベントの開催、「日本遺産ポータルサイト」での情報発信
ポスト2020に向けた取組
2020年イベント開催や官民プラットフォーム形成による民間企業との連携を図り自立化を促進

認定地域の評価

各認定地域において地域活性化の方策が図られている一方、各認定地域の取組に温度差

P D C A サイクルによる事業の促進を行うべく、平成29年度に外部有識者からなる「日本遺産フォローアップ委員会」を立ち上げ、各認定地域の取組の評価を実施しその結果を通知

各認定地域において、評価結果を踏まえた事業の見直し等による地域活性化を促進

観光地域づくり法人（DMO）の形成・確立

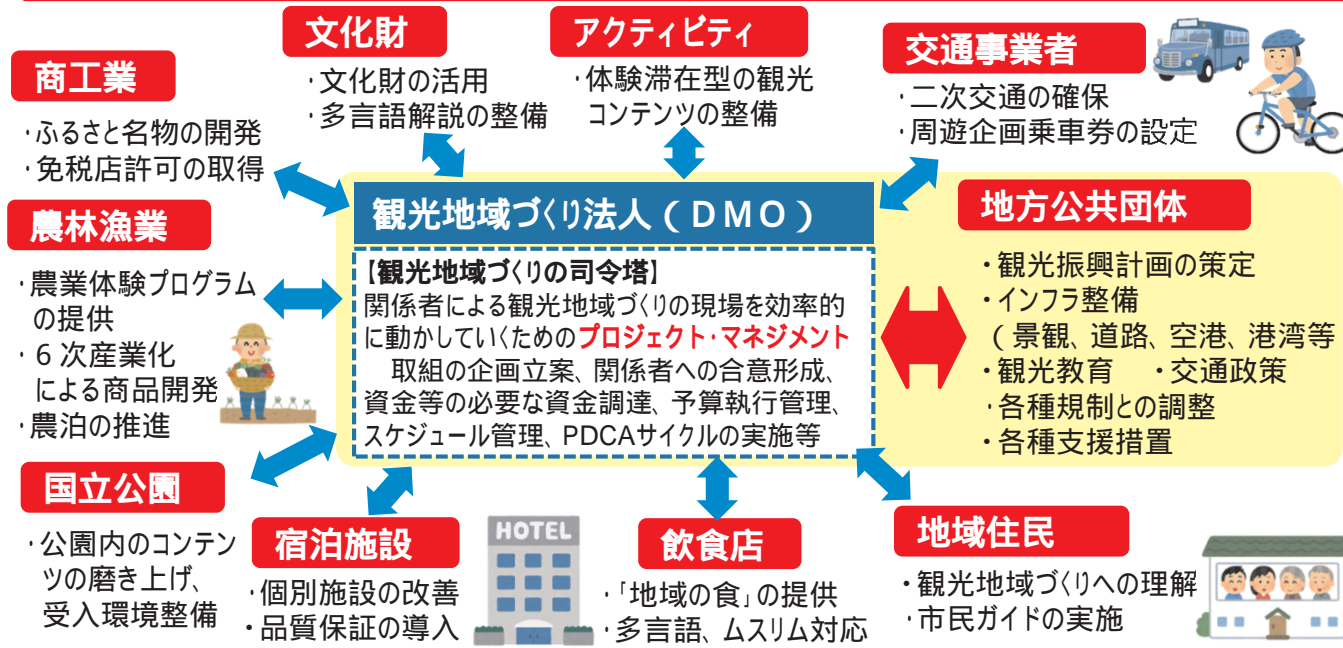
観光地域づくり法人（DMO）

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人

DMO : Destination Management / Marketing Organization

地域の関係者を巻き込んだ体制の構築

観光地域づくり法人(DMO)を中心とし、地域の関係者が主体的に参画した体制を構築



- ターゲティング等の戦略策定
- 観光コンテンツの造成
- 受入環境の整備

地方誘客 旅行消費拡大

基本的な方向性

- 少子高齢化や過疎化など近年の社会情勢の変化の中で、自然公園制度は大きな転換期を迎えている。自然公園の優れた資源は固定的なものではなく、新たな魅力を再発見し、これを活用することで、さらに価値を高めることができる。地域にも経済効果をもたらす適切な利用を進めることで、自然環境の保護への理解と再投資も進む「好循環」を生み出す政策にも展開していくことが必要。
- 我が国の生物多様性保全の観点から、今後議論が進められるポスト2020目標や次期生物多様性国家戦略においても、国立・国定公園の重要性は引き続き高い。指定面積等の量的な評価はもとより、保全・管理の質についても評価し、公園の現地管理体制の充実が必要。
- 人口減少社会の中で、インバウンド対策を軸とした観光立国政策（国立公園満喫プロジェクト）は、今後ますます重要度を増す。国立・国定公園の観光地としてのポテンシャルを高め、国際競争力をつけていくとともに、国内利用者を念頭に置いた質の高い利用を推進していくためには、エリアごとの明確なコンセプトの下、地域とともに、自然体験プログラムの充実、利用拠点の景観改善・基盤整備等を図っていくことが必要。
- 地域循環共生圏の創出や里地里山の保全等、環境省内の主要な施策との連携強化や気候変動等の課題への対応が必要（普通地域の役割の再認識等を含む）。また、公園周辺地域との施策面での連携の強化が必要。

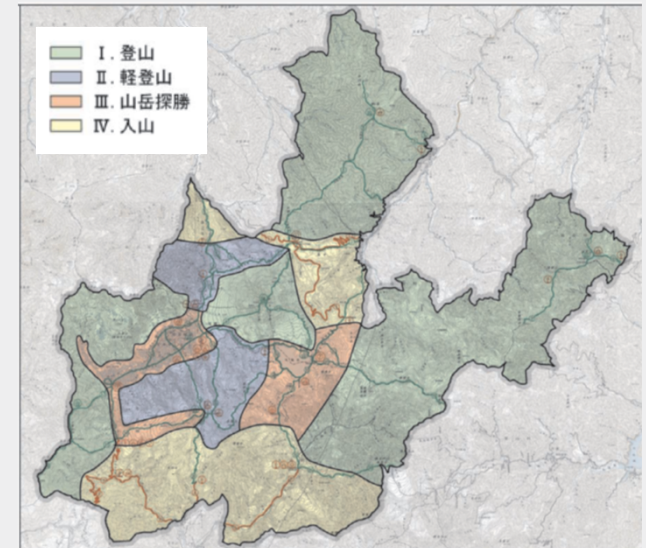
主要論点 1 . 国立・国定公園の利用環境の充実

背景

- ・ 現行の自然公園制度における利用に関する計画は、施設（ハード）計画しかない。
- ・ 利用者の満足度を高め、滞在型観光を促していくためには、基盤的な施設整備の充実に加えて、自然体験プログラムの充実等、ソフト対策の強化が重要。
- ・ 公園内では、民間事業者により多くの自然体験プログラムが実施されているものと考えられるが、管理者が実態を把握できておらず、利用者のニーズに沿った適正な利用が図られていない。

検討事項

- ・ 保護と利用の好循環を各公園で形づくっていくための、計画体系のあり方。
 - 望ましい利用のあり方に沿った公園づくりのための計画の検討（点と線の施設計画からゾーニングへ）
 - 公園計画や管理運営計画との役割分担の再整理
- ・ 自然体験プログラムの充実や質の確保、案内機能強化等により、利用者の満足度を高めていくための施策のあり方。
- ・ より良い利用環境を提供していくためのルールの強化（ガイド義務化、静穏な環境の維持や利用者の安全確保等）。
- ・ 管理運営に必要な経費等に対し、利用者により一定の負担を負ってもらうための仕組みの必要性やあり方。
- ・ 協働型管理運営の基礎となる総合型協議会の位置づけの再定義（委任すべき機能等）。



利用のゾーニング例（尾瀬国立公園）

主要論点2 . 公園事業・集団施設地区のあり方の再検討

背景

- 公園事業施設は、利用上の基盤であり、利用拠点のまちなみ景観においても重要な位置づけ。特に集団施設地区は利用拠点が集中しており、国立公園のイメージを伝える場としても重要。
- しかし、利用者の減少等に伴い、事業施設の廃屋化や老朽化が各地で進行。観光地としての魅力を著しく損なっている。
- ホテル等の廃屋の撤去費用は、1棟、数億円にのぼり、廃屋化する前の対策が急務。
- しかし、現状では公園事業認可後の実態把握ができておらず、事業の改善や集団施設地区の再生に向けた適切な指導等を行うことが困難。



国立公園内の廃屋の例

検討事項

- 公園事業者の経営状態や施設の状況を継続的に把握していく体制や仕組み（外部への委託も含む）。
- 宿泊施設における整備主体と運営主体の分離等、多様化する経営手法への対応の必要性。
- 集団施設地区等の再生に向けた対応（官民協働で再整備をする仕組みや支援方策等）。
- 国立・国定公園の受入環境を利用者のニーズにマッチさせていくための公園事業のあり方の再検討。

今後の検討の進め方について（案）

1. スケジュール

11月～12月：第1回分科会（利用・事業）
有識者・関係団体ヒアリング

12月～2月：第2回分科会（利用・事業）
テーマ毎の詳細検討

3月：第2回検討会
提言等の取りまとめ

2020年度以降：（制度改正が必要な場合）中央環境審議会での議論に移行

2. 分科会

（1）利用のあり方分科会

検討委員

愛甲 哲也（北海道大学農学研究院 准教授）

海津 ゆりえ（文教大学国際学部国際観光学科 教授）

下村 彰男（東京大学大学院農学生命科学研究科 教授） <座長>

渡邊 綱男（自然環境研究センター 上席研究員）

ヒアリング予定者

地域関係団体、ガイド事業者

（2）公園事業・集団施設地区のあり方分科会

検討委員

浅野 聡（三重大学大学院工学研究科建築学専攻 准教授）

下村 彰男（東京大学大学院農学生命科学研究科 教授） <座長>

高田 洋平（高田法律事務所 弁護士）

新美 育文（明治大学法学部 名誉教授）

ヒアリング予定者

公園事業者、経営コンサルタント事業者

3. 調査等

(1) 国立・国定公園の利用環境の充実に係る調査等

- ・利用のゾーニング等に先行して取り組んでいる国立公園（大雪山、尾瀬）における現状等の把握。
- ・利用のゾーニングの試行的な実施（知床、十和田八幡平、伊勢志摩を予定）。
- ・利用調整地区（知床、吉野熊野）の現状等の把握。
- ・利用に伴う課題や利用ルール等の把握（知床、大雪山、十和田八幡平、中部山岳を予定）。

(2) 公園事業・集団施設地区のあり方の再検討に係る調査等

- ・国立公園内の宿舎事業の実態把握（廃屋化等の状況も含む）。

(3) その他

- ・都道府県に対して、平成 22 年改正の施行状況の確認と自然公園制度のあり方に係る意向調査を実施予定。

自然公園法の概要

目的: 我が国を代表する優れた自然の風景地を**保護**するとともに、その**利用**の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する

国立公園

我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地
(環境大臣が指定し国が管理)

国定公園

国立公園に準ずる自然の風景地
(環境大臣が指定し都道府県が管理)

公園計画

(環境大臣が関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定)

< 保護に関する計画 > (行為規制に関するゾーニング)

- ・特別保護地区: 特別地域内で特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区。
- ・特別地域: 優れた風致景観を有する陸域。第1種、第2種、第3種に区分。
- ・海域公園地区: 優れた海域景観の維持及び適正な利用を図る地域。

建築物の新改増築
木竹の伐採
土石の採取 等

許可制

- ・普通地域: 特別地域及び海域公園地区以外の地域。

事前届出制

< 利用(公園事業)に関する計画 > (国立公園にふさわしい利用を推進するための施設整備)

- ・道路
- ・園地
- ・宿舍
- ・野営場 等

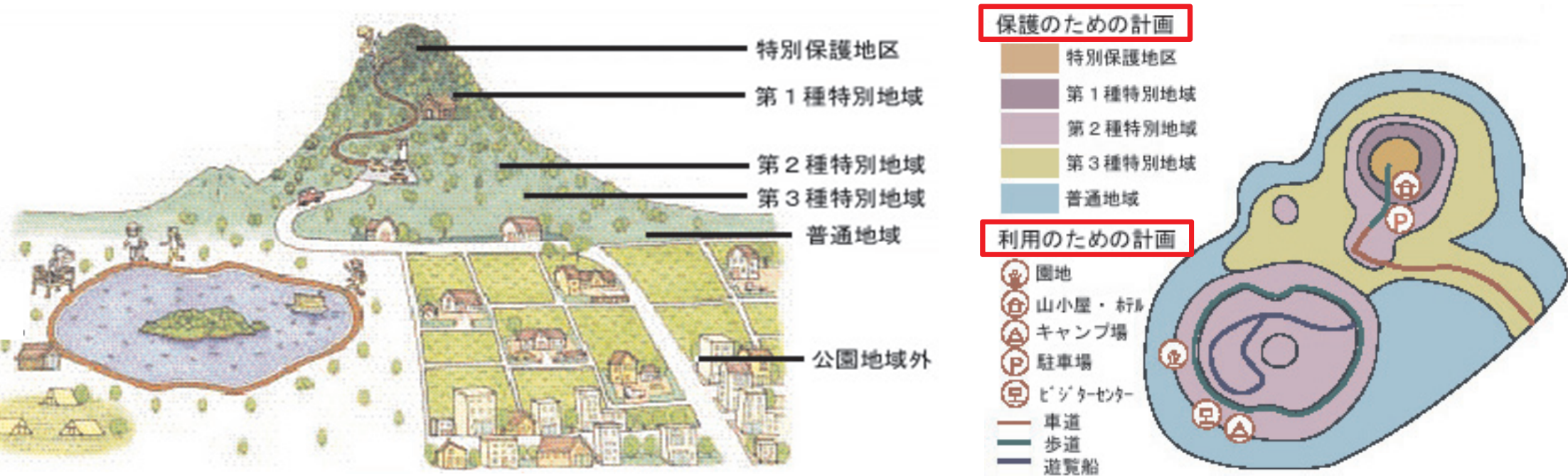
- ・国立公園事業は国が執行する
- 地方公共団体は環境大臣に協議して国立公園事業の一部を執行することができる
- 民間事業者は環境大臣の認可を受けて国立公園事業の一部を執行することができる

認可制

公園計画の概念図

保護に関する計画 (行為規制に関するゾーニング)

利用 (公園事業)に関する計画 (利用を推進するための施設整備)



国立公園等の概要

自然公園法

- 我が国を代表する優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とするもの。
- 主な内容
 - ・ 環境大臣による国立公園及び国定公園の指定、都道府県知事による都道府県立自然公園の指定
 - ・ 公園計画及び公園事業の決定・執行
 - ・ 特別地域、特別保護地区等における許認可手続
- 北は利尻礼文サロベツから南は西表石垣、小笠原まで、現在34の国立公園が指定されており、開発等の規制により自然風景地の保護を図る一方、適正な利用を推進するための施設整備や情報発信を行っている。

国立公園等指定状況

令和元年9月現在

| 種別 | 指定 | 管理 | 公園数 | 面積 (国土割合) |
|-----------|------|------|-----|-------------------|
| 国立公園 | 国 | 国 | 34 | 219万 ha (5.8%) |
| 国定公園 | 国 | 都道府県 | 56 | 141万 ha (3.7%) |
| 都道府県立自然公園 | 都道府県 | 都道府県 | 311 | 197万 ha (5.2%) |

地域制公園制度

- 日本の国立公園は国有地以外の土地を含めて指定(地域制国立公園)。
- 集落や農林水産業が行われている地域を含んでおり、国立公園の管理は、これらの人々の暮らしや産業などと調整を図りながら進めている。

土地所有割合: 国有地60%、公有地13%、民有地26%
国有地のうち、環境省所管地は、0.6%

国立公園等の管理体制(平成31年4月現在)

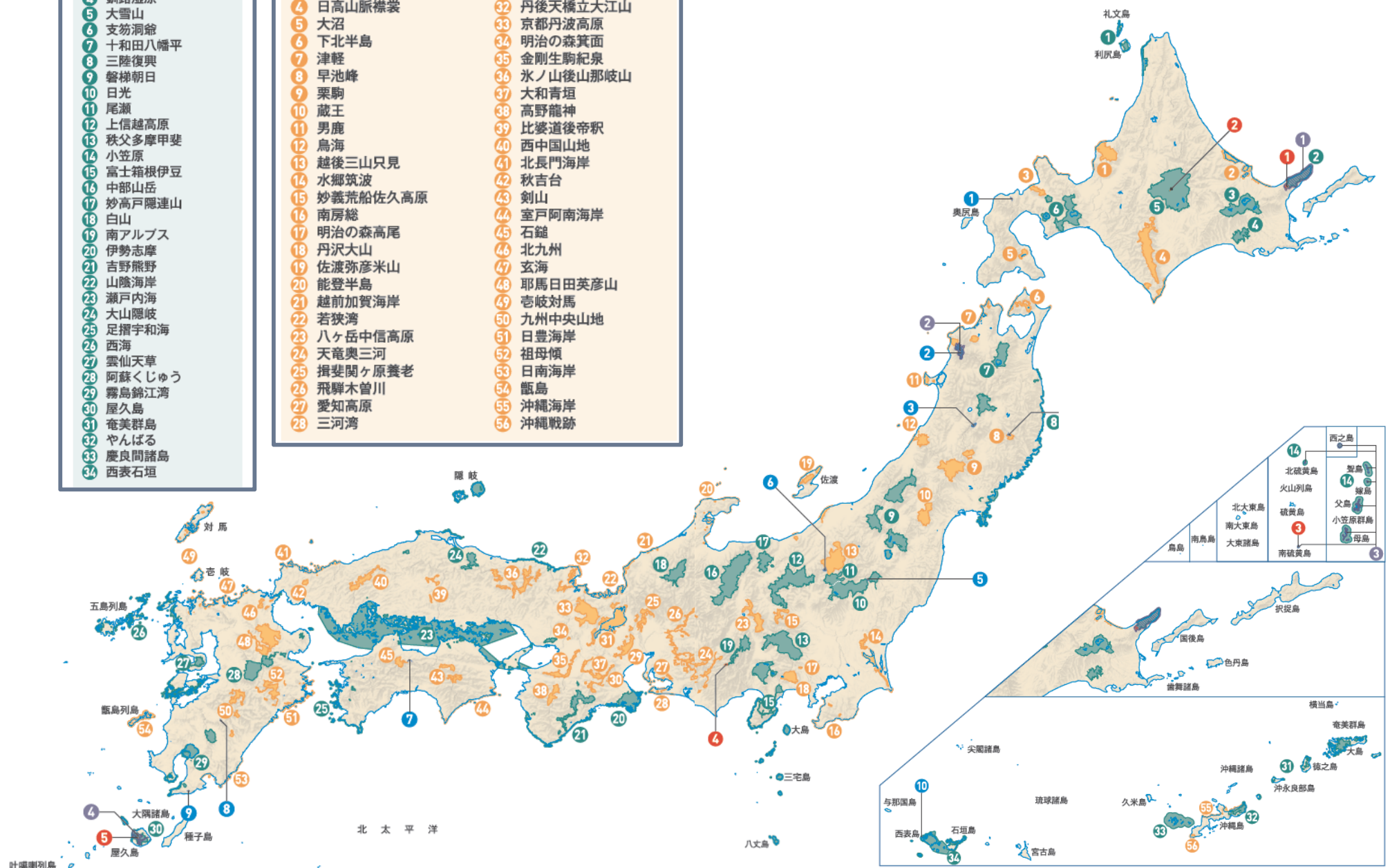
- 全国の地方環境事務所、自然環境事務所、国立公園管理事務所、自然保護官事務所等合計106事務所に346人の自然系職員(レンジャー)を配置し、自治体や民間事業者、地域住民と連携しつつ、管理・運営を行っている。
- 国立公園満喫プロジェクトを推進するため、平成31年までに全国11の国立公園について、既存の自然環境事務所及び自然保護官事務所を再編し、国立公園管理事務所及び国立公園管理官事務所を設置している。さらに、外国人利用者の効果的な誘客が期待できる4公園について管理体制の強化を行っている。

国立公園

- 1 利尻礼文サロベツ
- 2 知床
- 3 阿寒摩周
- 4 釧路湿原
- 5 大雪山
- 6 支笏洞爺
- 7 十和田八幡平
- 8 三陸復興
- 9 磐梯朝日
- 10 日光
- 11 尾瀬
- 12 上信越高原
- 13 秩父多摩甲斐
- 14 小笠原
- 15 富士箱根伊豆
- 16 中部山岳
- 17 妙高戸隠連山
- 18 白山
- 19 南アルプス
- 20 伊勢志摩
- 21 吉野熊野
- 22 山陰海岸
- 23 瀬戸内海
- 24 大山隠岐
- 25 足摺宇和海
- 26 西海
- 27 雲仙天草
- 28 阿蘇くじゅう
- 29 霧島錦江湾
- 30 屋久島
- 31 奄美群島
- 32 やんばる
- 33 慶良間諸島
- 34 西表石垣

国定公園

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 暑寒別天売焼尻 | 29 鈴鹿 |
| 2 網走 | 30 室生赤目青山 |
| 3 ニセコ積丹小樽海岸 | 31 琵琶湖 |
| 4 日高山脈襟裳 | 32 丹後天橋立大江山 |
| 5 大沼 | 33 京都丹波高原 |
| 6 下北半島 | 34 明治の森箕面 |
| 7 津軽 | 35 金剛生駒紀泉 |
| 8 早池峰 | 36 氷ノ山後山那岐山 |
| 9 栗駒 | 37 大和青垣 |
| 10 蔵王 | 38 高野龍神 |
| 11 男鹿 | 39 比婆道後帝釈 |
| 12 鳥海 | 40 西中国山地 |
| 13 越後三山只見 | 41 北長門海岸 |
| 14 水郷筑波 | 42 秋吉台 |
| 15 妙義荒船佐久高原 | 43 剣山 |
| 16 南房総 | 44 室戸阿南海岸 |
| 17 明治の森高尾 | 45 石鎚 |
| 18 丹沢大山 | 46 北九州 |
| 19 佐渡弥彦山 | 47 玄海 |
| 20 能登半島 | 48 耶馬日田英彦山 |
| 21 越前加賀海岸 | 49 宍岐対馬 |
| 22 若狭湾 | 50 九州中央山地 |
| 23 八ヶ岳中信高原 | 51 日豊海岸 |
| 24 天竜奥三河 | 52 祖母傾 |
| 25 揖斐関ヶ原養老 | 53 日南海岸 |
| 26 飛騨木曾川 | 54 甕島 |
| 27 愛知高原 | 55 沖縄海岸 |
| 28 三河湾 | 56 沖縄戦跡 |



横当島

0 100 200km

環境庁自然環境保全審議会利用のあり方検討小委員会（昭和62年設置）

昭和62年8月から1年9ヶ月にわたって15回の検討を実施、平成元年5月に報告書提出。（『自然・ふれあい新時代』環境省自然保護局計画課）

1. 経済社会の変動と自然公園

(1) 自然公園とその利用の変遷

日本人の観光レクリエーション観
国立公園制度の発足
戦後の国立公園と国定公園の創設
高度経済成長期の自然公園
環境庁発足以降の自然公園
自然公園の現状

(2) 社会経済の変化と自然公園

余暇活動の拡大
高速交通機関の発展
産業構造の変化
国際化への発展
新たな形態の大規模
面的開発の構想

2. 自然公園利用の動向と問題点

(1) 自然利用の動向

自然利用の態様
自動車による自然利用の拡大
利用形態の多様化
リゾート・ブームの発生

(2) 自然公園における利用上の問題点

自然公園に対する多様なイメージの混在
既存の公園計画制度の限界
過剰利用の発生
新たな自然利用と自然公園
不十分な施設整備

3. 自然公園の利用に関する基本的な考え方

自然公園利用の果たすべき役割

- 国民共有の貴重な財産である国立公園をはじめとする我が国の自然公園は、今後も国民の自然利用の体系の中で基幹的役割を担っていくことが必要

自然公園利用の基本的理念

- 自然公園の利用を考えるに当たっては、自然の特性や容量の概念を踏まえた「持続的利用」を原則としなければならない
- 自然の中で人間の力を超えた自然の持つ「美しさ」、「偉大さ」、「荘厳さ」、「野生」等を五体五感によって直接的に体験し、感動や喜びを得るといった利用がまず最優先とされることが必要

適地適利用の実現

- 自然を直接的に体験することにより感動を得るものから、施設に依存するもの、あるいは周遊観光的なものまで、各種の自然公園の利用を、自然に対する影響度等をしん酌しつつ体系的に整理し、適地適利用の実現を図っていくことが必要

国際水準の公園作り

- 今後はゾーニングを手段として、厳正な保護を図る地域から、ある程度人工を許容する地域までを段階的に配置するこのシステムの完成度を一層高め、日本型の自然公園制度としてのモデルを世界に示していくことが必要

自然体験型利用の推進

- 自然観察、自然体験まで幅広くとらえることにより、楽しみながら自然のしくみを知ることのできる活動を自然教育として積極的に評価していくことが望まれる
- 優れた環境を損なってしまうために、利用者を一定数に制限、自然環境に及ぼす影響の小さい利用方法に限定などの規制も必要

4. 望ましい自然公園の利用の実現のため講ずべき施策 次ページ参照

むすび

今後十分な問題意識をもって検討を深めるべき課題

自然公園体系の見直し、農山村地帯における環境整備のあり方、自然公園の利用に関する各種施策の調整、野外レクリエーション政策の総合的推進、国際協力の推進

4. 望ましい自然公園の利用の実現のため講ずべき施策

(1) 施策の基本方向

国民に語りかける自然公園

再生する自然公園

多様な利用と共存する自然公園

(2) 講ずべき具体的施策の概要

新たな公園計画の確立

ア 利用面からの地域特性の明確化

- 各自然公園ごと又は公園内の各地域ごとの利用上の性格づけ【類型分類】

イ 地域類型区分の概要

- 野生体験型（原生的、徒歩限定）
 - 自然探勝型（自然性高、乗り物によるアクセスは限定的に認める）
 - 風景鑑賞型（観光地・温泉地、周遊型観光や海水浴等）
 - 自然地保養型（自然性低、滞在保養や施設型レクリエーションも可）
- 各類型ごとに整備が認められる公園事業の種類の整理
 - 上記類型区分をガイドラインとし、利用施設計画上で必要な施設を配置

ウ 利用施設計画の見直し

- 事業決定制度の在り方を含めた見直しを行い、整備主体や整備スケジュールの要素を盛り込む

エ 公園事業の考え方の再検討

- カヌー、スキューバダイビング等の固定された施設を伴わない利用への制度的対応

オ 集団施設地区制度の再検討

- 集団施設地区の利用面等から見た分類等とそれに応じた指導方向の検討

望ましい利用のための新たなプロジェクトの実施

ア 自然体験型利用の推進

イ 営造物的管理を行う地区の設定

- 利用者数や立ち入る場所、時期等の制限を行ったり、適切な指導者による引率を必須とするなど高度な管理が行われる場所の設定
- ガイドやインタープリテーション、情報提供のため多数のナチュラリストを確保 / ボランティアの活動の拠点となって公園管理を行う組織の設立

ウ 望ましい利用を進めるための人材の育成

- ボランティアの受入れのための宿泊施設等の基盤整備
- 人材養成のためのカリキュラムの開発、研修の実施に加え、人材の派遣やあっせんを行う組織の設置検討
- 登録制度を設けたり、活動に対する表彰制度の設置

利用拠点の整備・活性化

ア 集団施設地区の活性化

- 会議・研修施設や保養施設のような公園事業施設以外の施設の取扱についても、地区外とは区別して柔軟な対応を行い、活性化手段とすることも検討

イ 国民休暇付の整備

- 今後の新たな利用形態や利用者の志向の変化に的確に対応するため、変化に富んだ整備のあり方の検討
- 地元市町村等の参画により、地域の中核的施設としての性格を一層強める方策の検討
- 休暇村相互間の連携の強化、休暇村区域外における自然とふれあう活動の推進への積極的かつ柔軟な対応

施設整備の充実・高度化

ア 施設整備の基本的方向

- 施設の整備や維持管理に関わる研究、技術開発の推進と普及
- 高齢者、身体障害者や外国人する施設面での配慮

イ ビジターセンターの活性化

ウ 自然探勝路の充実強化

- ガイド、ナチュラリストに引率されること等を条件とした歩道の設定の検討

エ 海の利用拠点の整備

- 給水施設や排水処理施設等の基盤施設の整備（海水浴に関する施設）
- 公共による基盤整備による適正な利用の誘導（スノーケリングやスキューバダイビング）

オ 清潔で決適な公衆便所の整備

- 全国の自然公園の公衆便所について総点検
- 新たな費用負担の方策についての検討
- 一層の技術開発

カ キャンプ場の質の向上

望ましい利用の実現のためのしくみの整備

ア 国民の自然公園に対するイメージの形成

イ 情報提供体制の整備

- 自然公園の自然資源に関する利用面からの調査の推進

ウ 管理体制の充実

- 利用サービスの提供等に関する業務は、関係民間団体の協力等に関する検討

エ 費用負担のあり方の検討

- 利用者負担の本格的導入の実現に向けて、土地所有権との関係等制度面の検討、調整を進める

オ 民間事業者の責務と協力

- 大規模な開発事業における自然環境の保全のための専門家の配置の検討
- 自然観察会等のインタープリテーション活動における企業もパートナーという観点に立った行事の共催
- 民間企業からの協力の推進のために、税制上の優遇措置の整備や表彰制度についての検討